

# 入札説明書類

件名：感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）

令和6年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書	1部
②仕様書	1部
③契約書(案)	1部
①～③：応札にあっては、内容を熟知すること。	
④質疑書	1部
⑤ご担当者連絡先	1部
④～⑤：期限(令和6年2月13日)までにメールにて提出すること。 また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。	
⑥競争参加資格確認関係書類	1部
⑦誓約書	2種
⑧保険料納付に係る申立書	1部
⑥～⑧：期限(令和6年2月21日)までに提出すること。	
⑨入札書	1部
⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。 また、提出期限(令和6年2月22日)を厳守すること。	
⑩入札書等記載要領	1部
⑪入札辞退届	1部
⑪：応札しない場合、令和6年2月22日までに提出すること。	
⑫委任状	1部
⑬年間委任状	1部
⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、 開札当日(令和6年2月26日)、開札会場へ持参すること。	

# 入札説明書

「感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）」にかかる入札公告（令和6年2月5日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

- (1) 契約件名 感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）  
(2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。  
(3) 契約期間 自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日  
(4) 履行場所 茨城県つくば市八幡台1-1  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

### (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。  
(2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。  
(3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。  
(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。  
(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。  
(6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。  
(7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。  
(8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。  
(9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注） 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手續を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 廃棄物収集運搬業務の許可を得ていること。

#### 4 提出書類等

##### (1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年2月13日（火）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 筑波総務課 [koichi-s@nibiohn.go.jp](mailto:koichi-s@nibiohn.go.jp)  
[sisobe@nibiohn.go.jp](mailto:sisobe@nibiohn.go.jp)

##### (2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和6年2月21日（水）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥廃棄物収集運搬業務の許可証の写し

##### (3) 入札書

提出期限は令和6年2月22日（木）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

##### (4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和6年2月22日）までに提出すること。

##### (5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和6年2月26日）に開札会場へ持参すること。

#### 5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター  
筑波総務課

電話：029-837-2054

(2) 入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年2月26日開札 感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約） 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和6年2月26日開札 感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約） 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者

②入札条件に違反した者

③入札者に求められる義務を履行しなかった者

④入札書の金額が訂正してある場合

⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和6年2月26日（月）15時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター 共同利用管

## 理棟セミナー室

### (2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

### (4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

# 仕様書

1. 件名 感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）

## 2. 業務の概要

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 靈長類医科学研究センター（以下「センター」という。）より発生する感染性廃棄物を適正に収集・運搬・処理をすることにより、感染性廃棄物の適正処理を目的とする。

## 3. 契約の履行場所

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 靈長類医科学研究センター

4. 契約期間 自： 令和6年4月 1日

至： 令和7年3月31日

## 5. 資格

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく茨城県知事が発行する特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証または同等の許可を有していること。  
上記にかかる証明として、許可証等の写を提出すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業許可証または同等の許可を有していること。  
上記にかかる証明として、許可証等の写を提出すること。
- (3) 収集運搬に関する業務または処分に関する業務のどちらか一方を、(1)又は(2)に記載される許可を受けた業者に行わせる場合は、当該業者の許可証の写しを提出すること。
- (4) 環境保全にかかる協定などに参加し、環境対策を実施していること（ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている等）。

## 6. 廃棄物の種類及び排出見込量

感染性廃棄物予定数量

排出見込量は20,000L（50L容器×400個）

収集運搬予定回数は5回。但し、排出量、収集回数共に保証するものではない。

## 7. 作業内容

- (1) センターより発生する感染性廃棄物を許可運搬車両で収集運搬すること。
- (2) 感染性廃棄物等を収集運搬する日は、センターから依頼があった日から7日以内とする。
- (3) 感染性廃棄物等を収集する都度、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を担当者に提出しなければならない。
- (4) 収集運搬した感染性廃棄物等は、関係法令に従い、適切に処理すること。
- (5) 廃棄物処分にあたり、関係する諸法令並びに監督官庁が定める命令、通達等を厳守する義務を負うこと。

- (6) 廃棄物保管場所等の衛生と環境の保持に努めると共に、火災等の災害防止に留意すること。
- (7) 職員等に損害を与えた場合は、その損害に対する費用を弁済すると共に、原因を早急に報告すること。
- (8) 仕様書に定められていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (9) 収集運搬に係る消耗品は、受託者の負担とする。

#### 8. その他の条件

技術支援及び教育、講習支援を充分に実施し得る体制を確立しておくこと。

収入  
印紙  
なし

## [処分用] 産業廃棄物処理委託契約書

令和6年月日

排出事業者（甲）

住所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番5号  
契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
氏名 理事長 中村 祐輔

印

処分業者（乙）

住所

氏名

印

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と処分業者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場（茨城県つくば市八幡台1-1 霊長類医科学研究センター）から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、この契約の成立を証する為に本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

### （乙の事業範囲及び許可証の添付）

第1条 乙の事業範囲は別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

### （廃棄物の種類、荷姿、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第2条 甲が、乙に処分を委託する廃棄物の種類、荷姿、予定数量及び合計予定金額は、別表2のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を別表2の廃棄物の種類欄に併せて記入する。また、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合も同様とする。

2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表2別紙「廃棄物データシート(WDS)」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

3 甲は、処分を委託する廃棄物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号から第11号までに規定する特別管理産業廃棄物に該当するおそれがあるときは、本契約期間内に、別表3の上欄の廃棄物について、その下欄に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）その他による試験を行い、分析証明書を乙に提出しなければならない。

4 甲は、本条第2項及び第3項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表4に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

### （処分料金及び支払い）

第3条 甲の委託する廃棄物の処分業務に関する契約金額は、別表2のとおりとする。

2 甲は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に処分したことを確認したときに、乙に料金を支払う。

3 甲及び乙は、あらかじめ合意の上で、料金の支払いに関する業務を第3者に代行させることができる。

4 本契約において、契約期間の中途において消費税法等が改正され消費税率が改定された場合、改定後の本契約に係る消費税及び地方消費税については、改定後の消費税率によるものとする。

### （収集運搬業者）

第4条 別表1に記載する乙の事業場へ搬入する収集運搬業者を次のとおりとする。（収集運搬業者又は積込場所若しくは荷降ろし場所が多数となる場合は別途書面を作成し添付する。）

収集運搬業者名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

積込み場所（都道府県政令市）\_\_\_\_\_ 許可番号 第\_\_\_\_\_号  
荷降ろし場所（都道府県政令市）\_\_\_\_\_ 許可番号 第\_\_\_\_\_号

（保管）

第5条 乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）に定める保管基準を遵守し、かつ、第9条第1項に定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

第6条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて乙に交付する。

2 乙は、廃棄物の搬入の都度、収集運搬業者からマニフェストの回付を受ける。

3 乙は、廃棄物の処分終了後、マニフェストに必要事項を記載し、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に甲に送付し、C2（処分終了）票を収集運搬業者に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。

4 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、甲から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認のした後、10日以内にE（最終処分終了）票を甲に送付する。

5 甲は、乙から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票、B2（運搬終了）票とともに5年間保存する。

6 甲及び乙は、前各号について、電子マニフェストシステムを用いることで、それぞれに代えることができる。

（最終処分に関する情報）

第7条 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表2の最終処分に関する情報欄のとおりとする。

2 甲は、乙と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。

3 別表2に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）

第8条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（法令等の遵守）

第9条 乙は、法令等、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の処分を行わなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

（甲の義務と責任）

第10条 甲は、乙から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

2 甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（乙の義務と責任）

第11条 乙は、甲から委託された廃棄物を、乙の事業場における受入れから処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストのD（処分終了）票又はセンターから通知される処分終了報告をもって代えることができる。

3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

#### (業務の調査等)

- 第12条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

#### (再委託の禁止)

- 第13条 乙は、甲から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に施設の故障等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第14条 乙は、本契約上の権利・義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### (委託業務終了報告)

- 第15条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェストB2票で代えることができる。

#### (業務の一時停止)

- 第16条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

#### (内容の変更)

- 第17条 甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

#### (機密保持)

- 第18条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

#### (反社会的勢力の排除)

- 第19条 甲及び乙は、自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体または政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲または乙が、原契約の定めに基づき実施する業務の一部を第三者（当該第三者が本業務の一部を再委託するときは、再委託先を含む。以下、同じ。）に委託する場合において、当該第三者が反社会的勢力あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、委託を行った当事者に対し、当該第三者への委託を取りやめるなど反社会的勢力を排除するために必要な措置をとるよう求めることができる。
3. 甲または乙は、第1項の確約に反して、相手方またはその代理人若しくは媒介する者が反社会的勢力あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、原契約を解除することができる。
- （2）甲または乙が、第三者への委託を行った当事者に対し、前項に基づき反社会的勢力の排除に必要な措置を求めたにもかかわらず、当該当事者が従わなかった場合には、その相手方当事者は、原契約を解除することができる。
4. 前項の定めにより、甲または乙が原契約を解除した場合、解除された当事者は、当該解除により生じる損害に対して一切の請求を行わないものとする。

(契約の解除)

- 第20条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。
- 3 乙は、甲が第2条各項又は第9条第1項の規定により提供した情報により、廃棄物の処分を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(協議)

- 第21条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

(裁判管轄)

- 第22条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

別表1（第1条関係）

施設設置許可	
許可番号	
許可品目	
処分方法	
処理能力	
施設の所在地	

別表2（第2条、第3条、第7条関係）

廃棄物の種類 及び処分方法 (WDSがあるときはその番 号)	契約単価(円)		荷姿 容器等	予定数量 (年・月・週)	予定金額	最終処 分番号
	収集運搬	処分				
契約期間中の合計予定金額						
備考						
番号	最終処分に関する情報				備考	
①						

別表3（第2条、第10条関係）

廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

別表4（第2条関係）

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（廃棄物データシート及び分析証明書）の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別紙〔廃棄物データシート〕のとおり
乙の担当者所属氏名	
文書の伝達方法及び 伝達先 (いずれかの方法)	<input checked="" type="checkbox"/> FAX ( - - ) <input type="checkbox"/> e-mail ( ) <input type="checkbox"/> 郵送 (〒 - - )
	担当：
緊急時の連絡先	- - (代表)
営業時間	8：30 ~ 17：30
休業日	日曜、祝日、(GW、夏季、年末年始) ※会社カレンダーによる

### 記入上の注意事項

#### 1 別表2

- (1) 廃棄物の種類ごとに廃棄物データシートを作成し、該当するデータシート番号を別表2の廃棄物の種類欄に記入する。
- (2) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、該当する廃棄物の種類欄に、その旨を記入する。
- (3) 産業廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括りで記入してもよい。
- (4) 契約単価欄は、該当する単位を付ける。なお、1回あたりの契約単価の場合は、「××円／回（18リットルポリタンク）」のように記入してもよい。
- (5) 予定数量は、「××～△△」のように記入しても良い。

#### 2 別表3

第2条第3項の分析証明書の提示については、法令上定められているもののほか、委託する廃棄物によって必要と認められる場合に提示するものについて、記入することができる。

#### 3 別表4

- (1) 乙の担当者は、複数記入してもよい。
- (2) 文書の伝達方法を複数選択する場合は、数字等により優先順位を示す。

# 産業廃棄物処理委託契約書

収入  
1号  
なし  
印紙

[収集・運搬]

排出事業者： 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 (以下「甲」という。) と、  
収集・運搬業者： \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、  
甲の事業場： 霊長類医科学研究センター  
茨城県つくば市八幡台1-1 から排出される産業廃棄  
物等の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

## 第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

## 第2条 (委託内容)

### 1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

#### ◎収集・運搬に関する事業範囲

##### [特別管理産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：	<u>茨城県</u>	<u>群馬県</u>
許可の有効期限：	<u>許可証参照</u>	<u>許可証参照</u>
事業区分：	<u>収集・運搬</u>	<u>収集・運搬</u>
産業廃棄物の種類：	<u>許可証参照</u>	<u>許可証参照</u>
許可の条件：	<u>許可証参照</u>	<u>許可証参照</u>
許可番号：	<u>第</u>	<u>号</u>

### 2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託手数料)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、年間予定数量及び委託手数料は次の通りとする。

種類：	<u>特管／感染性廃棄物</u>	<u>収集運搬費</u>
数量(予定)：	<u>20,000kg/年</u>	<u>5回/年</u>
委託手数料：		<u>¥ /回</u>

### 3. (購入する物品の種類、数量及び価格)

甲が、乙より購入する物品の種類、数量及び価格は次のとおりとする。

種類：	<u>感染性廃棄物処分容器(50L)</u>
数量：	<u>400個/年</u>
価格：	<u>¥ /個</u>

#### 4. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲が指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名:		
住 所:		
許可都道府県・政令市:		
許可の有効期限:	許可証参照	
事業の区分:	許可証参照	
産業廃棄物の種類:	許可証参照	
許可の条件:	許可証参照	
許可番号:	第	号
事業場の名称:		
所在地:		

#### 5. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替え、保管行為は行わない。

### 第3条 (義務と責任)

#### 1. (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめに提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。  
乙は適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載曳れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(4) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるところより、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類: 協議の上 提示する時期又は回数: 協議の上

(5) 廃棄物処理の委託契約の有効期間中に、排出業者における製造(排出)工程の変化や契約外の添加物の混入等に伴い、廃棄物情報が契約締結時の内容から変更が生じた場合には、甲は乙に対して、その新たな情報を直ちに書面により報告することとする。

#### 2. (甲乙の責任範囲)

- (1) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
- (2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- (3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。
- (4) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

#### 3. (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

#### 4. (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の権利・義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### 5. (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、マニフェストB 2票で代えることができる。

#### 6. (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

### 第4条 (手数料・消費税・支払い)

1. 甲が乙に委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する手数料は、第2条第2項に定める。
2. 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務についての消費税等は、甲が負担する。
4. 甲から乙への委託手数料の支払方法・条件等は両者が協議の上、別途定める。
5. 本契約において、契約期間の中途中において消費税法等が改正され消費税率が改定された場合、改定後の本契約に係る消費税及び地方消費税については、改定後の消費税率によるものとする。

### 第5条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

### 第6条 (機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

### 第7条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体または政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲または乙が、原契約の定めに基づき実施する業務の一部を第三者（当該第三者が本業務の一部を再委託するときは、再委託先を含む。以下、同じ。）に委託する場合において、当該第三者が反社会的勢力あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、委託を行った当事者に対し、当該第三者への委託を取りやめるなど反社会的勢力を排除するために必要な措置をとるよう求めることができる。
3. 甲または乙は、第1項の確約に反して、相手方またはその代理人若しくは媒介する者が反社会的勢力あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、原契約を解除することができる。
  - (2) 甲または乙が、第三者への委託を行った当事者に対し、前項に基づき反社会的勢力の排除に必要な措置を求めたにもかかわらず、当該当事者が従わなかった場合には、その相手方当事者は、原契約を解除することができる。

4. 前項の定めにより、甲または乙が原契約を解除した場合、解除された当事者は、当該解除により生じる損害に対して一切の請求を行わないものとする。

#### 第8条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

##### (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する手数料を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

##### (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用を持って当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 第9条（協議）

この契約に定めのない事項、又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

#### 第10条（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は業務履行等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対して報告を行わなければならない。

#### 第11条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

この契約の成立を証する為に本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

なお、甲及び乙は、本契約書を契約の終了後、5年間保存するものとする。

#### 第12条（裁判管轄）

この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の成立を証する為に本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番5号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村祐輔

乙





# 質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式 (単価契約)

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

## 質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年2月13日（火）17時00分

提出先メールアドレス： 筑波総務課 [koichi-s@nibiohn.go.jp](mailto:koichi-s@nibiohn.go.jp)  
[sisobe@nibiohn.go.jp](mailto:sisobe@nibiohn.go.jp)

## ご担当者連絡先

件名：感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

**提出期限：**令和6年2月13日（火）17時00分

提出先メールアドレス：筑波総務課 [koichi-s@nibiohn.go.jp](mailto:koichi-s@nibiohn.go.jp)

[sisobe@nibiohn.go.jp](mailto:sisobe@nibiohn.go.jp)

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料  
会社履歴書等
- 5 廃棄物収集運搬許可証の写
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和6年2月21日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

### 誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中有るか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

# 入札書

件名 感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）

金 円也

(内訳)

感染性廃棄物	単価 1 L	円	総額	円
収集運搬費	単価 1 台	円	総額	円
ペール容器	1 本	円	総額	円

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

㊞

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入札書

1. 入札件名 〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 入札金額 ￥\_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

-----  
|(競争参加者)

| 住 所 【記載要領】(2)及び  
| (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 【記載要領】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

(3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代理人 ○○ ○○ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 ○○ ○○ 印

(4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

# 封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

○○○○○○○○○○○○○○○○

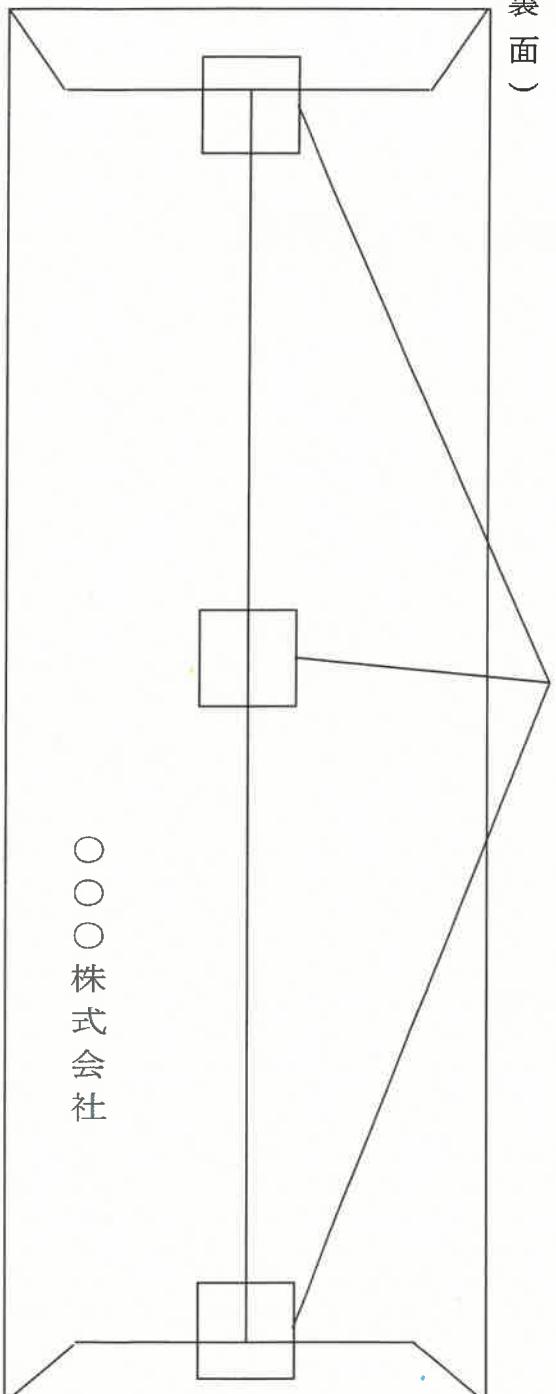
入札書在中

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

# 入札辞退届

件名：感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住 所

氏名(社名)

# 委任状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

## 委任事項

令和6年2月26日開札 件名「感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

## 記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関するこを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

## 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

## 委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式（単価契約）

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター 筑波総務課

提出先メールアドレス [koichi-s@nibiohn.go.jp](mailto:koichi-s@nibiohn.go.jp)  
[sisobe@nibiohn.go.jp](mailto:sisobe@nibiohn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和6年2月13日（火）17時00分まで  
競争参加資格確認関係書類：令和6年2月21日（水）17時00分まで  
入札書：令和6年2月22日（木）17時00分まで  
開札日の日時：令和6年2月26日（月）15時00分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	感染性廃棄物収集運搬及び処分業務 一式(単価契約)
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かかった (具体的な必要期間: )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的な業務: ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">( )</div>
補足 【すべての事業者様・ 自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・ 自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。